

05.8.13(2)

そらの空野 よしひろ 佳弘

私の視点

全国難民弁護団連絡会議会員・弁護士

で、不認定と強制退去の取り消しを命じた。法務省は最高裁への上告を断念し、この判決は確定した。

日本では82年に難民条約が発効した。04年末までに3544人が難民申請したが認められたのは330人だけで、同窓までに不認定の取り消しを求める訴訟が269件起こされている。

01年までは難民訴訟はほ

と高裁の裁判官の間で、難民事件の特殊性への理解度が違っていることが一因ではないかと推測している。

難民申請者は、本国の迫害から逃れ、外国に庇護を求めた人たちだ。着の身着のままで到着する人も多く、裁判でも自らの陳述を補強する訴訟書類や証人を用意することは困難だ。同

大都市の地裁には行政訴訟を専門・集中的に扱う部が置かれ、難民事件もこの部が担当する。多くの難民訴訟をこなす中で理解が深まるのだろう。特殊性を理解していると思われる裁判官が現れ始めている。

一方、専門の部がない高裁では各部に割り振られる。これが両者の判断の差

02年以降、地裁では16件が
難民と認められたが、高裁
で認められたのは今回が初
めて。地裁の判断がいづれ
も覆されるという刑事や民
事では考えにくく状況が続
いてきた。
なぜこうした事態が起き
るのだろうか。私は、地裁
時に、政府批判の「ピラミッド」や宗教の改宗など、信じり
れないことが迫害の原因に
なっていることがある。
こうした特殊性や国情の
違いを理解しないと、「客
観的な証拠が不十分」「供
述があいまいだ」と簡単に
難民性を否定する判決が導
かれてしまう。

◆ 難民訴訟

司法の「開国」を進めよ

り、申請人には灰色の利益が与えられるべきである」と述べている。本国送還が死につながりかねない難民の立場を考えてのことだ。だが、我が国の司法の状況を見ると、基準や精神が十分に尊重されているとは思えない。すべての裁判官に条約の精神などの理解を求めるどもに、法務省に制度が始まったが、法務省は不認定と判断した根拠となる資料を申請人側に開示すべきだ。不認定後の異議段階で民間の識者が審査に参加する制度だが、現状では公平性と透明性の確保といふ目的は果たせない。

第二に、難民に関する国際文書の原文と翻訳の収集

になつていいだろか。は以下の改革を求めていた。
国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が作成し、申請者の特殊性を考慮し、証拏の要件はあまり厳格に適用しないようにと要請。「申請人の説明が信憑性を有する」と思われるときは、反対の十分な理由がない限り、専門的能力を有する難民調査官の養成である。難民申請者からの聞き取りには、申請者の出身国の歴史、文化、政情など、官憲に不信感を抱きがちな心理への理解が不可欠だ。海外研修を含め、より専門的な訓練を実施すべきだ。

・公開にあたる難民図書館を設置してほしい。いろいろした施設があれば、難民支援者の負担軽減だけでなく、一般の理解を深めることにもつながるだろう。

さらに、難民訴訟を集中的に取り扱う部の高裁への設置や、裁判官研修の充実も欠かせない。国連安全保障理事会の常任理事国入りを模索する中、人権保障面での国際化は避けて通れない課題なのだ。

投稿規定 1300字程
度。住所、氏名、年齢、職業、
業、電話番号を明記し、
15000・021-1朝日新聞
社生活文化部「私の視点」
係へ。電子メールはdai-si-
ten@asahi.com । 重投
稿、探否の問い合わせはお手
遠慮ください。本社電子メ
ディアにも収録します。原
稿は返却しません。